



島根県報

平成30年3月30日（金）

号外第60号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第58号）

1 規則の概要

(1) 事務処理の迅速化を図るための専決権の下位委譲に伴う所要の改正

ア 児童福祉法の規定により、指定保育士養成施設を指定すること。（別表第2関係）

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定をすること。（別表第5関係）

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、有害使用済機器の保管等の業の届出又は当該届出事項の変更の届出を受理すること。（別表第5関係）

エ 母体保護法の規定により、不妊手術又は人工妊娠中絶の実施に係る届出を受理すること。（別表第5関係）

(2) その他法令改正又は事業の新設、廃止等に伴う所要の改正

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第58号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第2健康福祉部の表高齢者福祉課の項第2号部長専決事項の欄中(6)から(10)までを削り、(11)を(6)とし、(12)から(22)までを(7)から(17)までとし、(31)を(33)とし、(24)から(30)までを(26)から(32)までとし、(23)を(25)とし、その前に次のように加える。

(18) 法第114条の3の規定により、介護医療院の開設者に対してその使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕若しくは改築を命ずること。

(19) 法第114条の4第1項の規定により、介護医療院の開設者に対して介護医療院の管理者の変更を命ずること。

(20) 法第114条の5第1項の規定により、介護医療院の開設者に対して基準を遵守すべきことを勧告すること。

(21) 法第114条の5第2項の規定により、介護医療院の開設者が勧告に従わなかった旨を公表すること。

(22) 法第114条の5第3項の規定により、介護医療院の開設者に勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又はその業務の停止を命ずること。

(23) 法第114条の5第4項の規定により、介護医療院の開設者に勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又はその業務の停止を命じた旨を公示すること。

(24) 法第114条の6第1項の規定により、介護医療院の開設の許可を取り消し、又は期間を定めて許可の全部若しくは一部の効力を停止すること。

別表第2健康福祉部の表子ども・子育て支援課の項第1号事務の種類欄中「児童福祉法」の次に「及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）」を加え、同号部長専決事項の欄中(6)を(7)とし、(2)から(5)までを(3)から(6)までとし、(1)を(2)とし、その前に次のように加える。

(1) 法第18条の6第1号の規定により、指定保育士養成施設を指定すること。

別表第2健康福祉部の表子ども・子育て支援課の項第1号部長専決事項の欄に次のように加える。

(8) 施行令第5条第6項の規定により、指定保育士養成施設の指定を取り消すこと。

別表第2健康福祉部の表障がい福祉課の項第1号部長専決事項の欄の(1)中「第21条の5の22第1項」を「第21条の5の23第1項」に改め、同欄の(2)中「第21条の5の22第2項」を「第21条の5の23第2項」に改め、同欄の(3)中「第21条の5の22第3項」を「第21条の5の23第3項」に改め、同欄の(4)中「第21条の5の22第4項」を「第21条の5の23第4項」に改め、同欄の(5)中「第21条の5の23第1項」を「第21条の5の24第1項」に改め、同欄の(6)中「第21条の5の27第1項」を「第21条の5の28第1項」に改め、同欄の(7)中「第21条の5の27第2項」を「第21条の5の28第2項」に改め、同欄の(8)中「第21条の5の27第3項」を「第21条の5の28第3項」に改め、同欄の(9)中「第21条の5の27第4項」を「第21条の5の28第4項」に改める。

別表第2農林水産部の表農業経営課の項第8号事務の種類欄中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)中「第25条」を「第31条」に改め、同欄の(2)中「第46条第2項」を「第65条第2項」に改め、同欄の(3)中「第48条第2項」を「第67条第2項」に改め、同欄の(4)中「第85条の3第1項」を「第102条第1項」に改め、同欄の(5)中「第85条の9第1項」を「第111条第1項」に改め、同欄の(6)中「第142条の5第1項」を「第210条第1項」に改め、同欄の(7)中「第142条の6各項」を「第212条各項」に改め、同欄の(8)中「第142条の7」を「第213条」に改め、同表農産園芸課の項第2号事務の種類欄中「主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）の施行」を「稲、麦類及び大豆の種子生産」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)中「法第4条第4項の規定による」を「稲、麦類及び大豆の種子生産に係るほ場審査及び」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同表畜産課の項第6号事務の種類欄中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）」を「畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）」に改め、同号部長専決事項の欄の(1)中「第6条第1項」を「第17条第1項」に、「生乳生産者団体」を「指定事業者」に改め、同欄の(2)中「第10条第1項又は第2項」を「第20条第1項又は第2項」に、「指定生乳生産者団体」を「指定事業者」に改め、同表農村整備課の項第1号部長専決事項の欄の(3)中「第87条第1項若しくは第7項又は」を「第87条第1項若しくは第8項、」に改め、「第87条の3第1項」の次に「、第87条の4第1項又は第88条第1項、第16項若しくは第19項」を加え、同欄の(4)中「第87条第7項」を「第87条第8項」に改める。

別表第2商工労働部の表企業立地課の項第2号事務の種類欄中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改め、同号知事決裁事項の欄の(2)及び同号部長専決事項の欄の(2)を削る。

別表第2土木部の表都市計画課の項第1号知事決裁事項の欄の(5)中「第6条の2第2項第2号」を「第6条の2第2項第1号」に改める。

別表第5支庁及び県民センターの項第1号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「規則第5条の規定により」の次に「、石見・隠岐施策推進費補助事業」を加え、同表保健所の項第1号事務の種類欄中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律、」の次に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）、」を加え、同号地方機関の長専決事項の欄中(20)を(26)とし、同欄の(19)中「(20)」を「(26)」に改め、同欄中(19)を(25)とし、(14)から(18)までを(20)から(24)までとし、(13)を(16)とし、その次に次のように加える。

- (17) 法第17条の2第1項の規定により、有害使用済機器の保管等の業の届出又は当該届出事項の変更の届出を受理すること。
- (18) 施行令第6条の7の2の規定により、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る廃止の届出を受理すること。
- (19) 施行令第16条の4の規定により、有害使用済機器の保管等の事業の廃止の届出を受理すること。

別表第5保健所の項第1号地方機関の長専決事項の欄中(12)を(15)とし、(4)から(11)までを(7)から(14)までとし、(3)の次に次のように加える。

- (4) 法第12条の7第1項の規定により、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定をすること。
- (5) 法第12条の7第7項の規定により、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定をすること。
- (6) 法第12条の7第9項の規定により、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の

届出を受理すること。

別表第5保健所の項第2号地方機関の長専決事項の欄中(1)を(2)とし、その前に次のように加える。

(1) 要綱第13条の規定により、設置等協議に係る手続の終了の通知を行うこと（要綱第6条第1項第2号の規定による設置等協議に係るものに限る。）。

別表第5保健所の項第9号地方機関の長専決事項の欄に次のように加える。

(48) 施行令第49条第2項の規定により、医薬品の販売業（店舗販売業を除く。）又は再生医療等製品の販売業に係る申請等がなされた旨を保健所設置市長に通知すること。

別表第5保健所の項第15号地方機関の長専決事項の欄中(8)を(10)とし、(7)を(8)とし、その次に次のように加える。

(9) 法第16条第8項の規定により、認定小規模食鳥処理事業者による確認規程の廃止の届出を受理すること及び当該確認規程の効力を失う日を決定すること。

別表第5保健所の項第15号地方機関の長専決事項の欄中(6)を(7)とし、(2)から(5)までを(3)から(6)までとし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法第4条第1項の規定により、食鳥処理の事業の許可の申請を受理すること。

別表第5保健所の項第19号地方機関の長専決事項の欄中(30)を(40)とし、(29)を(35)とし、その次に次のように加える。

(36) 規則第18条第5項において準用する規則第15条第5項の規定により、特定動物の飼養・保管変更許可証を交付すること。

(37) 規則第18条第5項において準用する規則第15条第6項の規定により、特定動物の飼養・保管変更許可証を再交付すること。

(38) 規則第18条第5項において準用する規則第15条第8項の規定により、特定動物の飼養・保管変更許可証の亡失の届出を受理すること。

(39) 規則第18条第5項において準用する規則第15条第9項の規定により、特定動物の飼養・保管変更許可証の返納を受理すること。

別表第5保健所の項第19号地方機関の長専決事項の欄中(28)を(34)とし、(25)から(27)までを(31)から(33)までとし、(24)を(29)とし、その次に次のように加える。

(30) 規則第4条第4項において準用する規則第2条第5項の規定により、第一種動物取扱業登録更新証を交付すること。

別表第5保健所の項第19号地方機関の長専決事項の欄中(23)を(28)とし、(18)から(22)までを(23)から(27)までとし、(17)を(21)とし、その次に次のように加える。

(22) 法第28条第2項において準用する法第27条第2項の規定により、特定動物の飼養又は保管の変更の許可に条件を付すること。

別表第5保健所の項第19号地方機関の長専決事項の欄の(16)中「法第26条第1項」を「特定動物の飼養又は保管」に改め、同欄中(16)を(20)とし、(7)から(15)までを(11)から(19)までとし、(6)を(9)とし、その次に次のように加える。

(10) 法第14条第4項において準用する法第12条第1項の規定により、第一種動物取扱業者の変更の登録を拒否すること。

別表第5保健所の項第19号地方機関の長専決事項の欄中(5)を(8)とし、(4)を(7)とし、(3)を(5)とし、その次に次のように加える。

(6) 法第13条第2項において準用する法第12条第1項の規定により、第一種動物取扱業者の更新の登録を拒否すること。

別表第5保健所の項第19号地方機関の長専決事項の欄中(2)を(3)とし、その次に次のように加える。

(4) 法第13条第2項において準用する法第10条第2項の規定により、第一種動物取扱業者の登録の更新の申請を受理すること。

別表第5保健所の項第19号地方機関の長専決事項の欄中(1)を(2)とし、その前に次のように加える。

(1) 法第10条第2項の規定により、第一種動物取扱業者の登録の申請を受理すること。

別表第5保健所の項中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号を第21号とし、同項に次の1号を加える。

22 母体保護法に関する事務	(1) 法第25条の規定により、不妊手術又は人工妊娠中絶の実施に係る届出を受理すること。
----------------	--

別表第5支庁及び県土整備事務所の項第11号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「、第85条の3第10項」を「及び第10項」に、「第87条の3第6項及び」を「第87条の3第7項、第88条第6項及び第18項並びに」に改め、同表浜田港湾振興センターの項第5号事務の種類欄中「(昭和24年農林省令第75号)」を削り、同号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項、第88条第6項及び第18項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。